

美浦村自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない美浦村を目指して～

平成31年3月

美浦村

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いていましたが、平成21年以降は減少傾向にあり、平成28年には約2万2千人となっております。その一方で、他の先進国と比べ自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。



この度、改正自殺対策基本法（平成28年4月施行）において、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本村では、平成30年に美浦村自殺対策協議会を立ち上げ、商工会や警察消防、医療関係者、地域団体などさまざまな関係機関と連携しネットワークづくりを進めてきました。

また、今後庁内でも各部署が連携し、相談窓口への誘導や自殺予防の啓発に取り組みをはじめようとする段階にあります。

本計画では、地域で安心して暮らすことのできる「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村」を目指し、本村のこれまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開し、総合的に推進することとしています。

今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関との連携をさらに強化するとともに、村民の皆様と一体となった取組を展開してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました美浦村自殺対策協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました村民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

美浦村長 中 島 栄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	1
第2章 美浦村の概況と自殺の特徴	
第1節 美浦村の概況と自殺の特徴	3
第3章 自殺対策の取り組み	
第1節 基本的な考え方	17
第2節 美浦村における自殺対策の課題	18
第3節 基本施策	19
第4節 重点施策	24
第4章 自殺対策の推進体制等	
第1節 関係機関の団体等の役割	28
第2節 主な評価指標と検証・評価	29
第5章 策定に係る資料	
第1節 自殺対策基本法	30
第2節 生きる支援関連施策一覧	35
第3節 美浦村自殺対策協議会	46

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

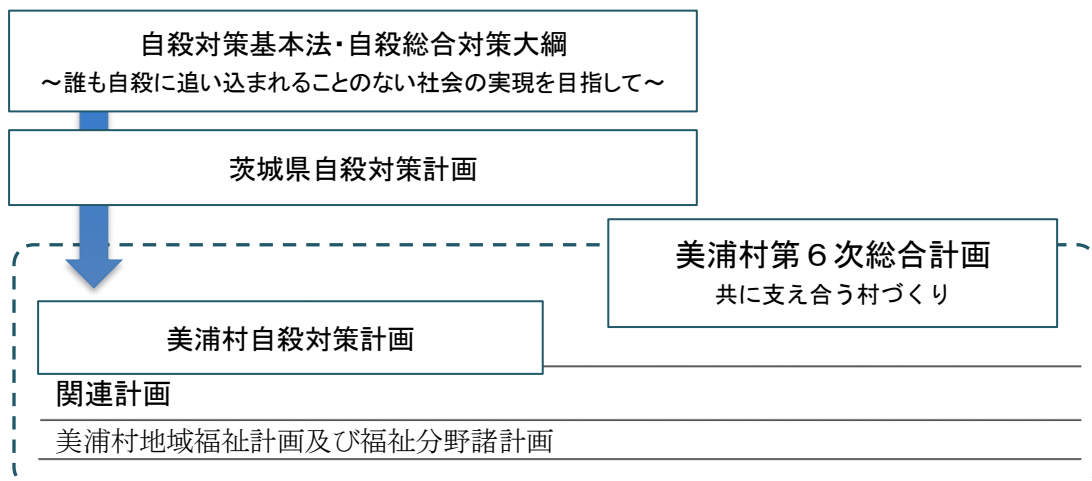
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

自殺総合対策大綱では、基本方針として、「生きることの包括的な支援として推進」、「関連施策との連携による総合的な対策の展開」、「対応の段階に応じた対策の効果的な連動（TISモデル）」、「実践と啓発を両輪として推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」を掲げています。

これらの背景を踏まえ、村が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全村的な取組として自殺対策を推進するため、「美浦村自殺対策計画」を策定し、本計画の実行を通して「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村」の実現を目指してまいります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、中長期的な視点を持って自殺対策を実施していくため、「第6次美浦村総合計画」の各部門別計画として位置づけ、個別計画と連携を図りながら、目指すべき目標と方向性を明らかにします。



(3) 計画の期間と進行管理

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。本計画も、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、推進期間を平成31年度から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

本計画の進行管理は、美浦村自殺対策協議会において行います。

(4) 計画の数値目標

「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果についても検証を行っていく必要があります。

本村では、自殺者数は減少傾向にあり、平成30年においては1人となっている状況から、平成35年度（2023年度）までに、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

自殺者数	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(目標値) 平成35年
		5人	3人	2人	1人	1人

出典：地域における自殺の基礎資料

※ 警察庁提供データにより厚生労働省が作成。

第2章

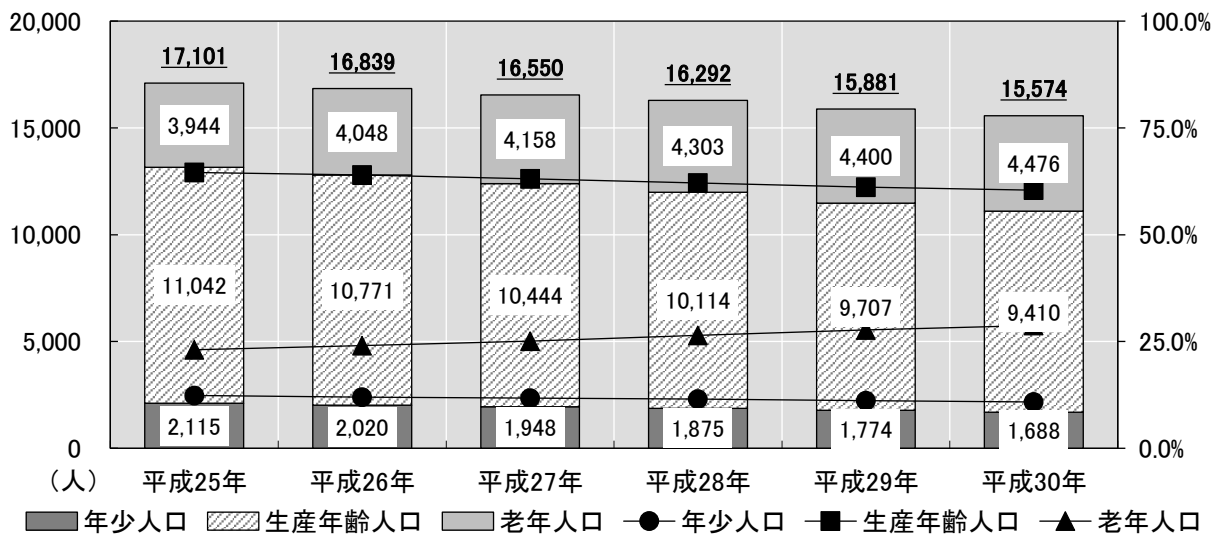
美浦村の概況と自殺の特徴

第1節 美浦村の概況と自殺の特徴

(1) 人口構造の変化

本村の総人口は、平成30年には15,574人となっています。なお、人口構成比では、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いています。

■ 総人口と三区分別人口

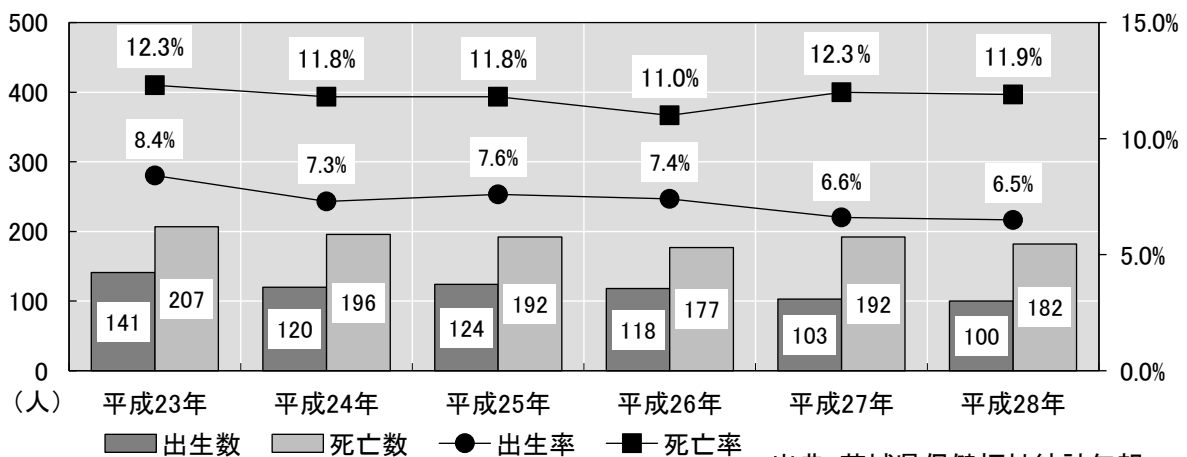


出典：住民基本台帳(毎年4月1日現在)

出生・死亡率とは人口1,000人に対する1年間の出生数の比率(単位:%パーミル)です。出生数は減少しており、死亡者数は増減を繰り返しながらも減少しています。

一方、人口比に対する出生率は減少にあるなか、死亡率はほぼ横ばいで推移しています。

■ 出生・死亡の状況

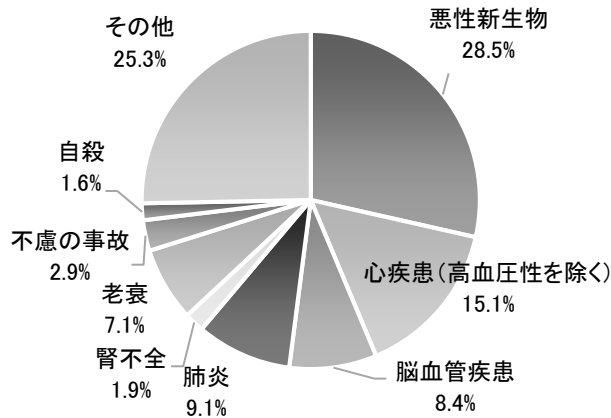


出典：茨城県保健福祉統計年報

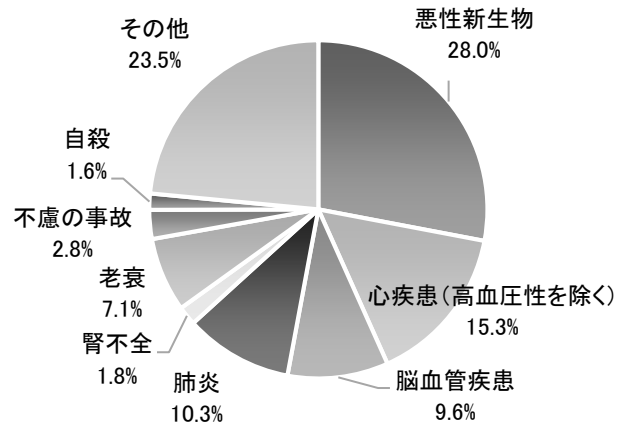
(2) 主要死因別の状況

本村では、死因に占める自殺の割合が国県より高くなっています。

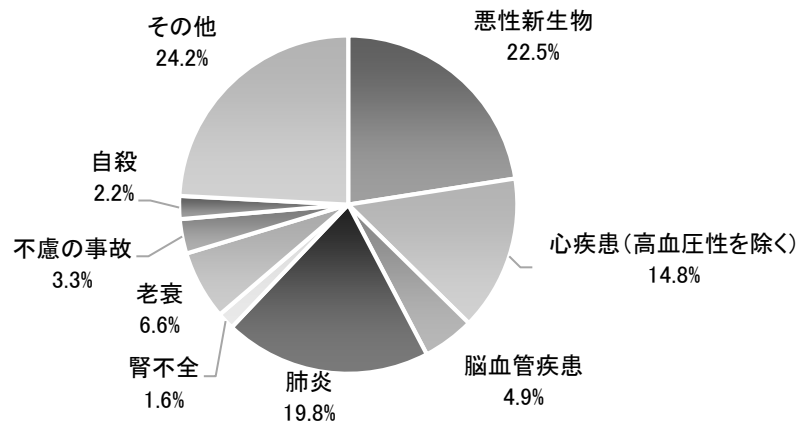
■ 国



■ 県



■ 美浦村



(単位:人)

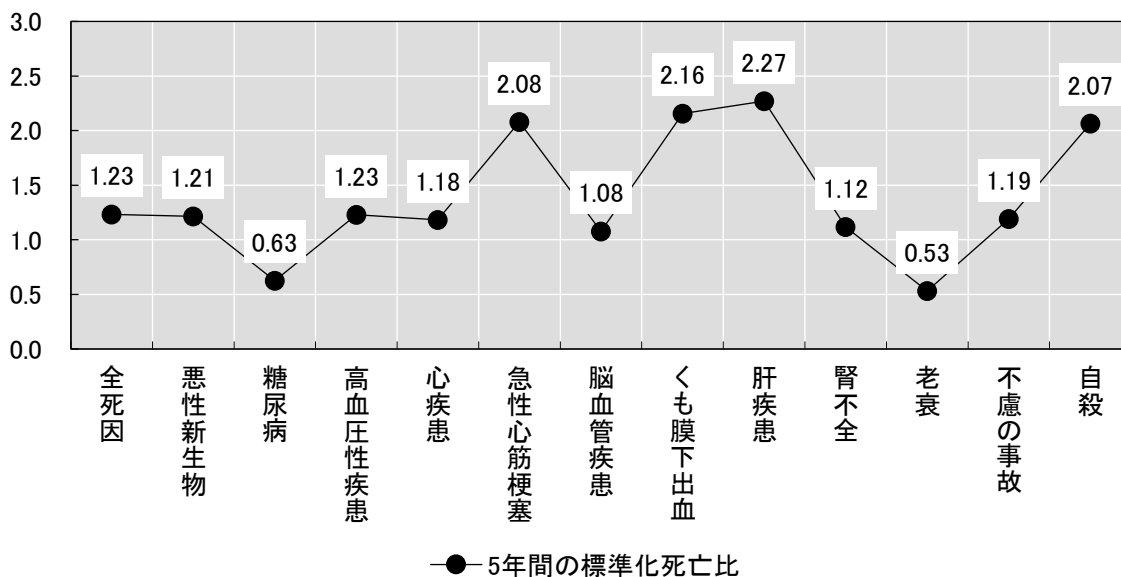
	総数	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他
国	1,307,748	372,986	198,006	109,320	119,300	24,612	92,806	38,306	21,017	331,395
県	31,414	8,795	4,812	3,028	3,245	573	2,233	870	488	7,370
村	182	41	27	9	36	3	12	6	4	44

出典:平成28年茨城県保健福祉統計年報

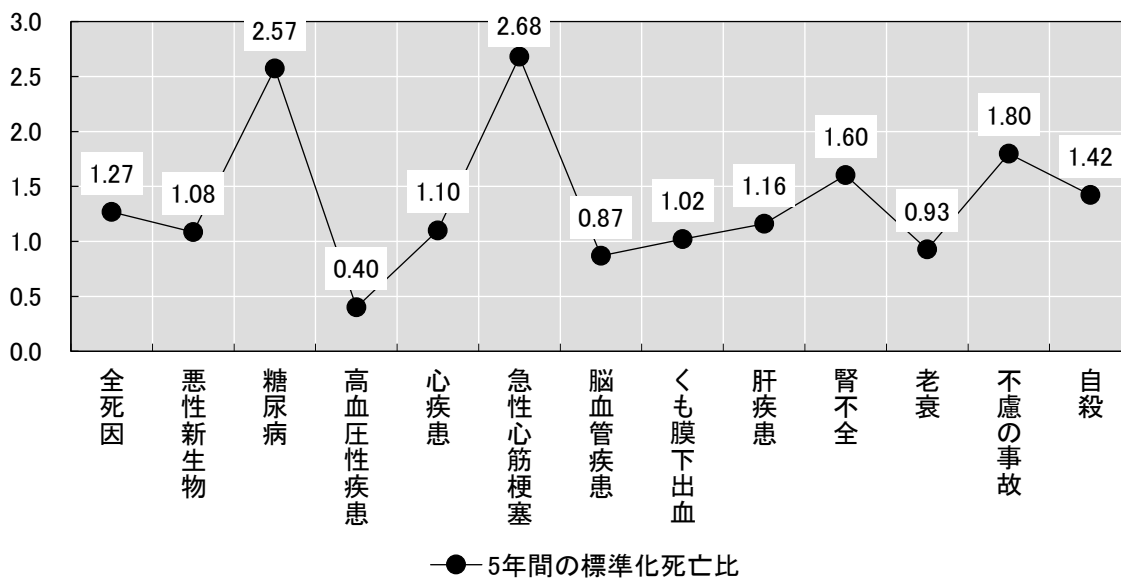
標準化死亡比とは、年齢構成の異なる地域間の死亡状況を比較するために、年齢構成の差異を調整して算出した死亡率を指します。

全国を1として比較すると、男性が肝疾患くも膜下出血、急性心筋梗塞、女性が急性心筋梗塞、糖尿病、での死亡が高い傾向にあります。

■ 本村男性の標準化死亡比率（2011～2015）



■ 本村女性の標準化死亡比率（2011～2015）



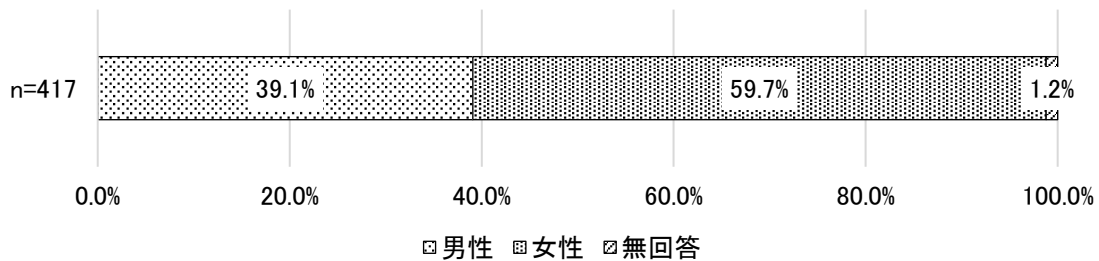
出典：平成 30 年茨城県市町村別健康指標

(3) 計画策定のための住民意識調査の結果概要

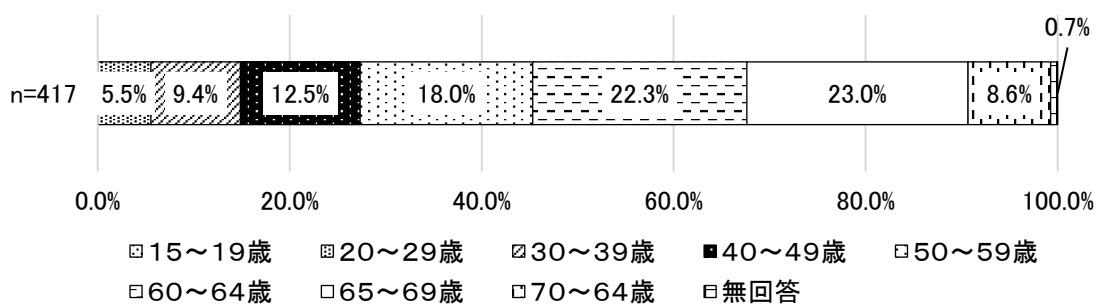
本調査は、村民のストレスに関することや、自殺対策の意識について調査をすることにより、計画策定の取組みの方向性や、その後の評価をするための基礎資料として活用するために実施したものです。調査対象は、18歳以上の村民として実施しました。(回収率 41.7%)

1. あなた自身のことについて

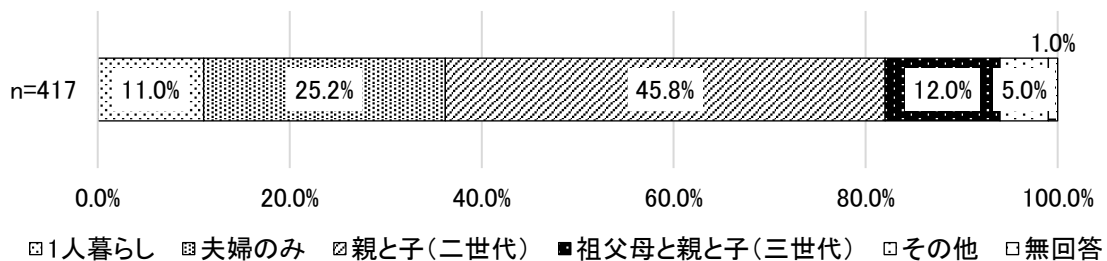
問1 性別を教えてください。



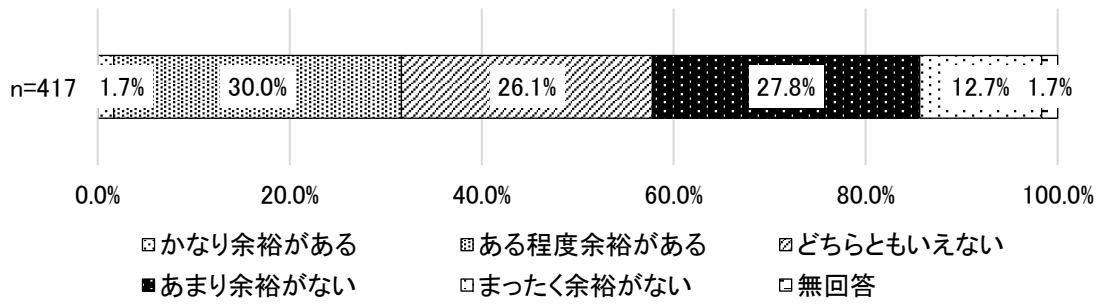
問2 年齢は、次のどれにあてはまりますか。



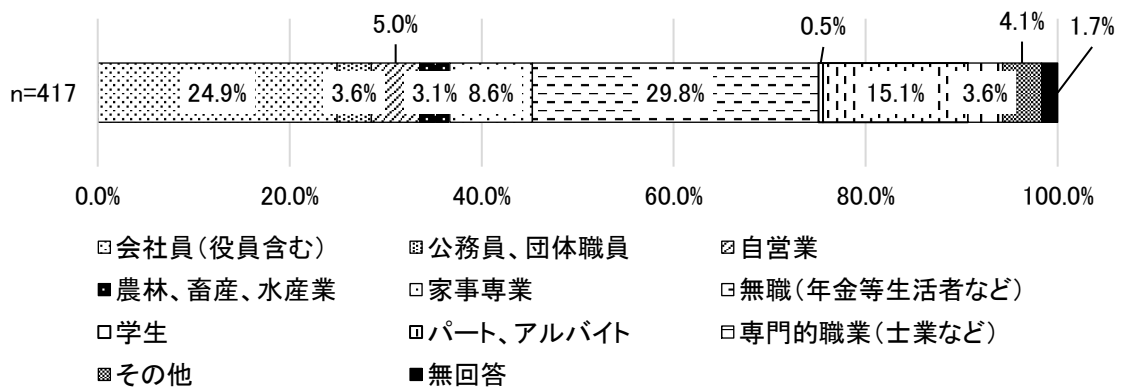
問3 家族構成は、次のどれにあてはまりますか。



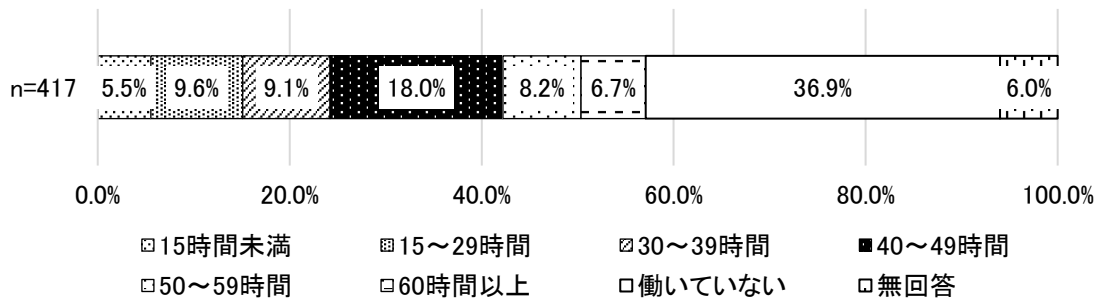
問5 ご家庭の家計の余裕は、次のどれにあてはまりますか。



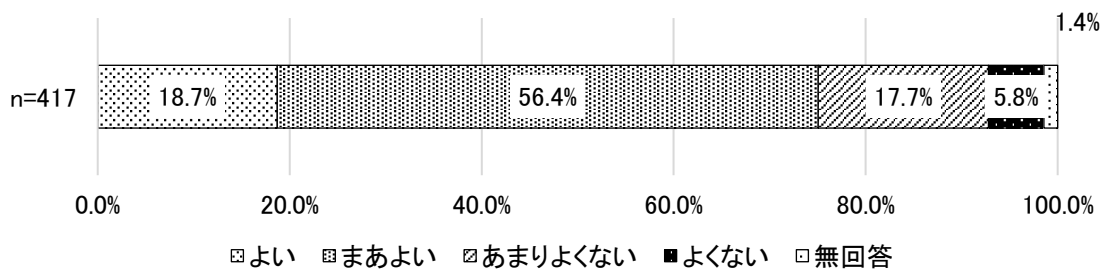
問6 主たる職業は、次のどれにあてはまりますか。



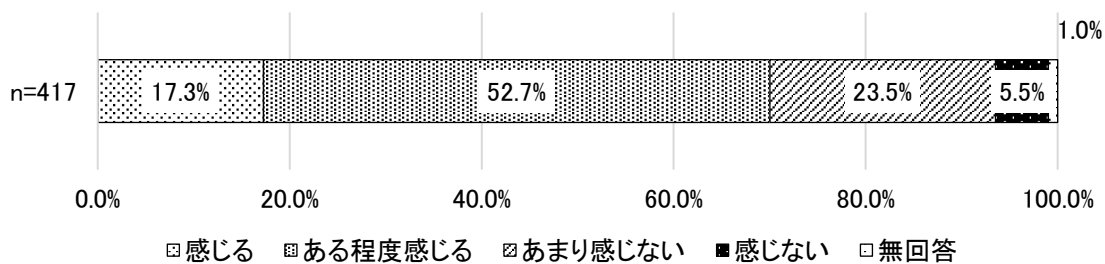
問7 1週間にどのくらいの時間働いていますか(残業や副業含む)。



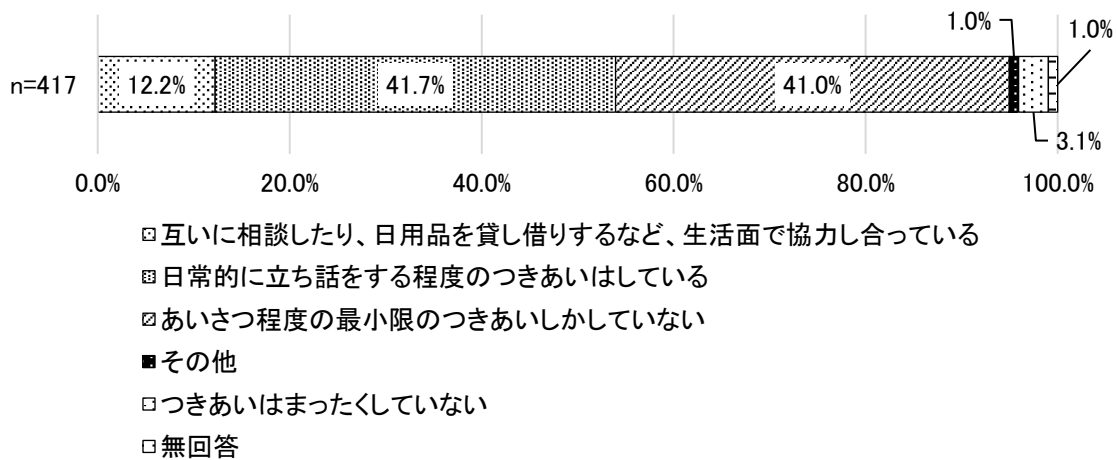
問8 健康状態は、次のどれにあてはまりますか。



問10 生活の中で、近所付き合いの必要性を感じますか。



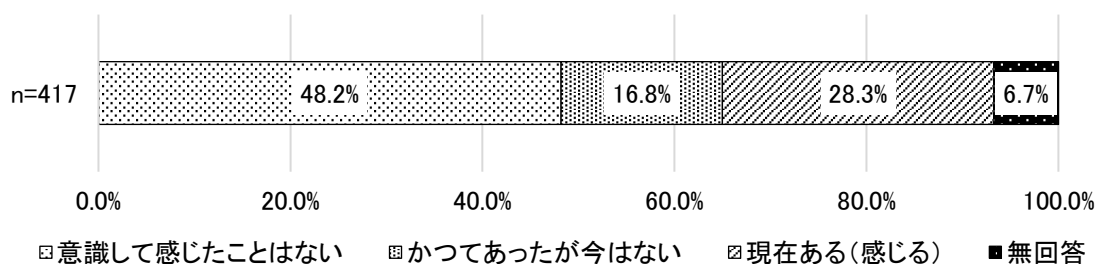
問11 ご近所の方とのつきあい方は、次のどれにあてはまりますか。



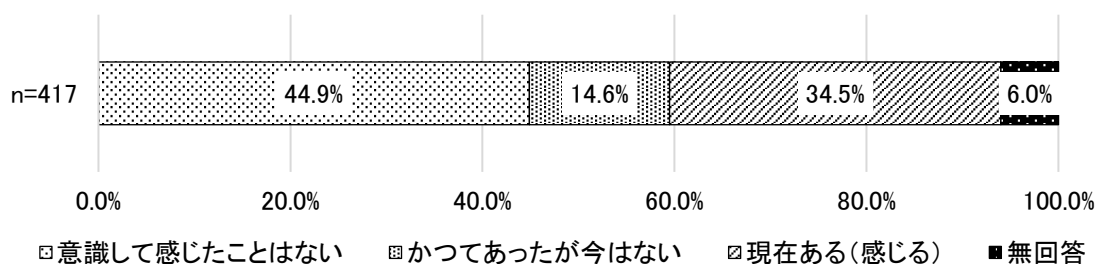
2. 悩みやストレスについて

問 1 3 日頃、次の問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満・不安を感じる
 ことがありますか。（それぞれあてはまる番号 1 つに○）

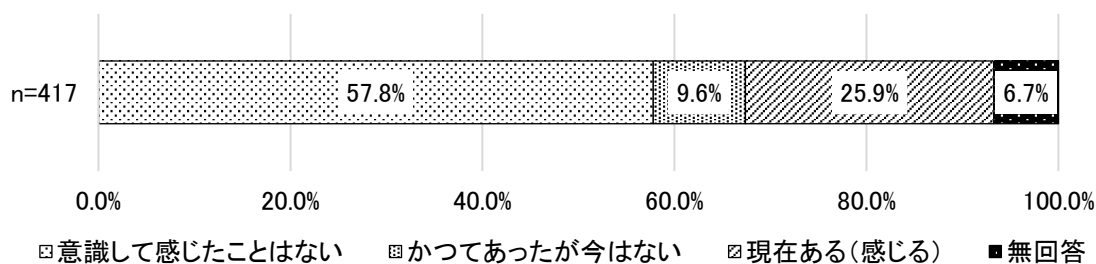
1. 家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の病気・介護・看病 等）



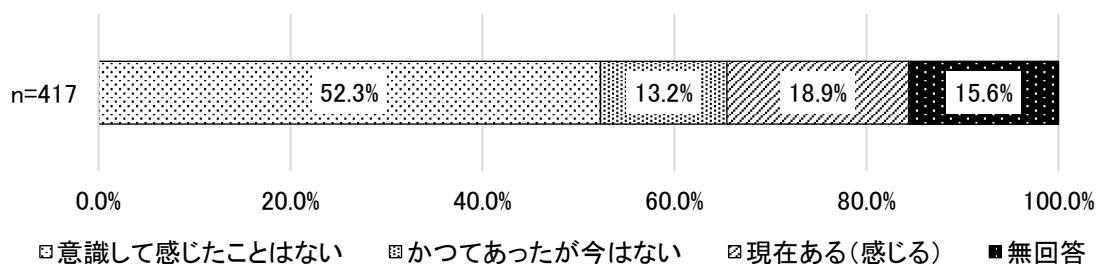
2. 病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、こころの悩み 等）



3. 経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮 等）

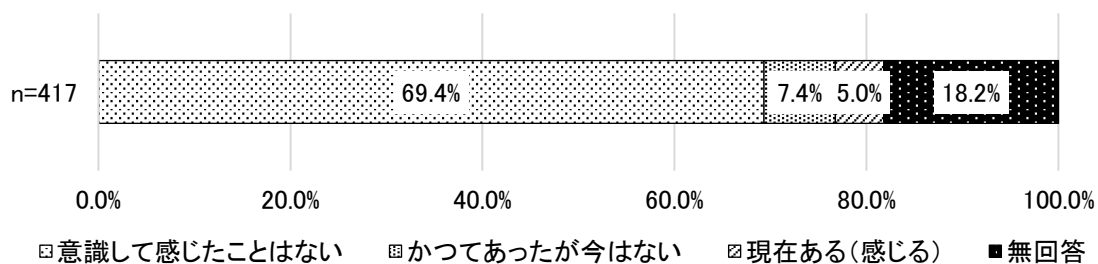


4. 就労・就学関係の問題（学校・職場の人間関係、転勤、仕事の不振、長時間労働 等）



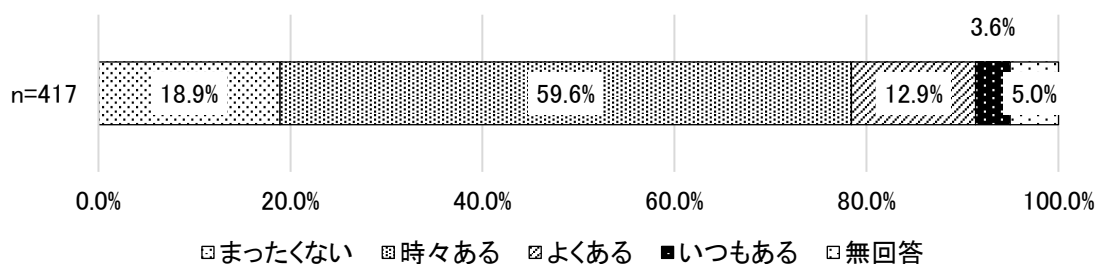
5. 恋愛関係の問題

(失恋、結婚を巡る悩み 等)

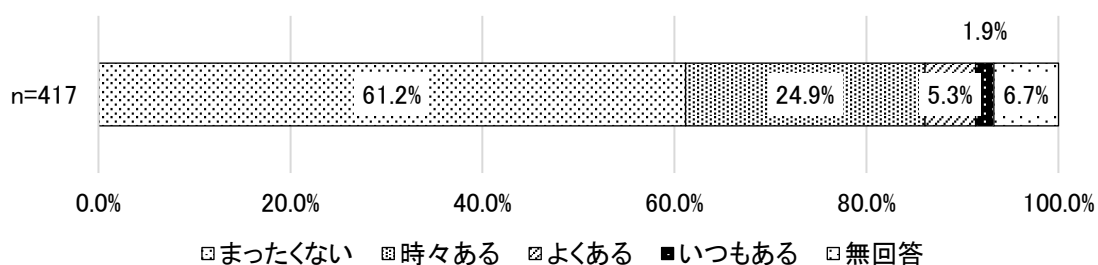


問14 日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

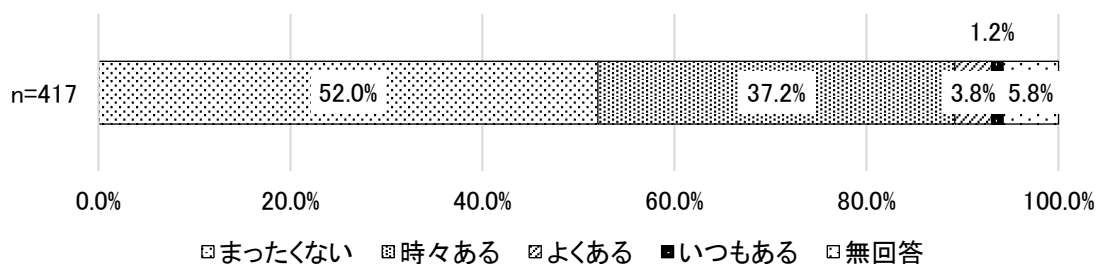
1. ちょっとしたことでもイライラしたり不安に感じることもある



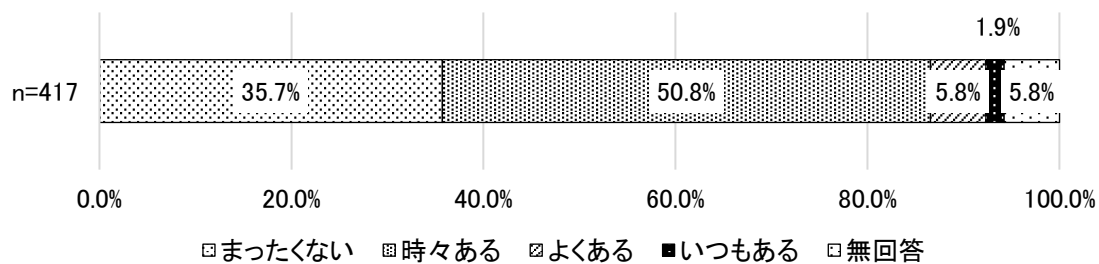
2. 絶望的だと感じることもある



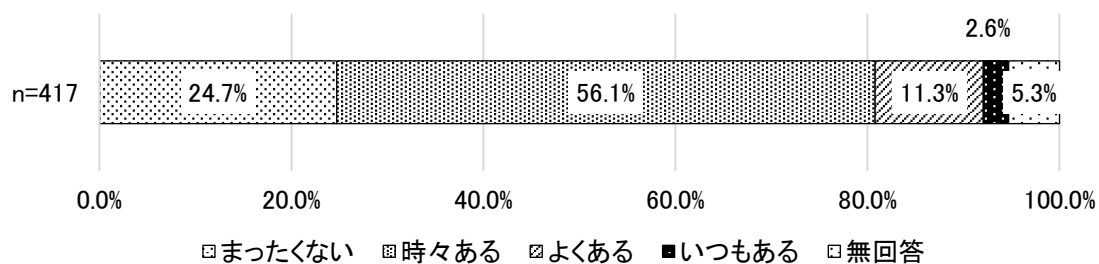
3. そわそわ落ち着かなく感じることもある



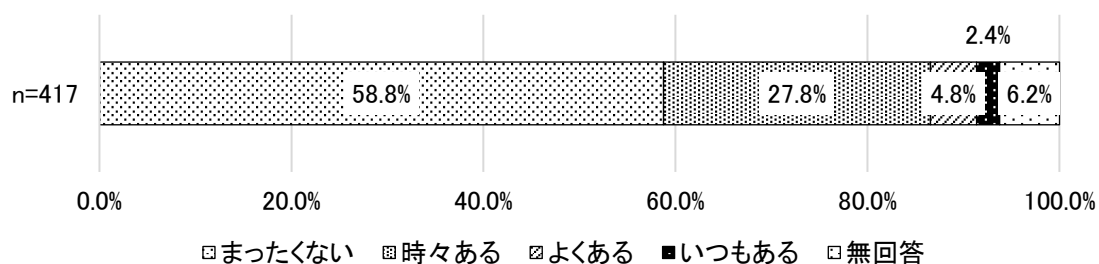
4. 気分が沈み、気が晴れないように感じることもある



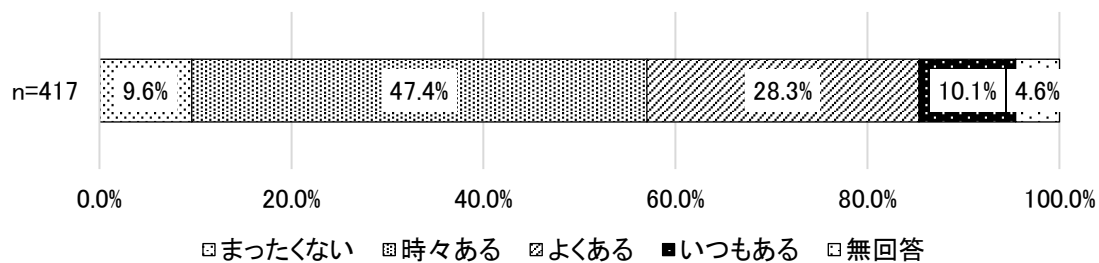
5. 何をするにも面倒だと感じることもある



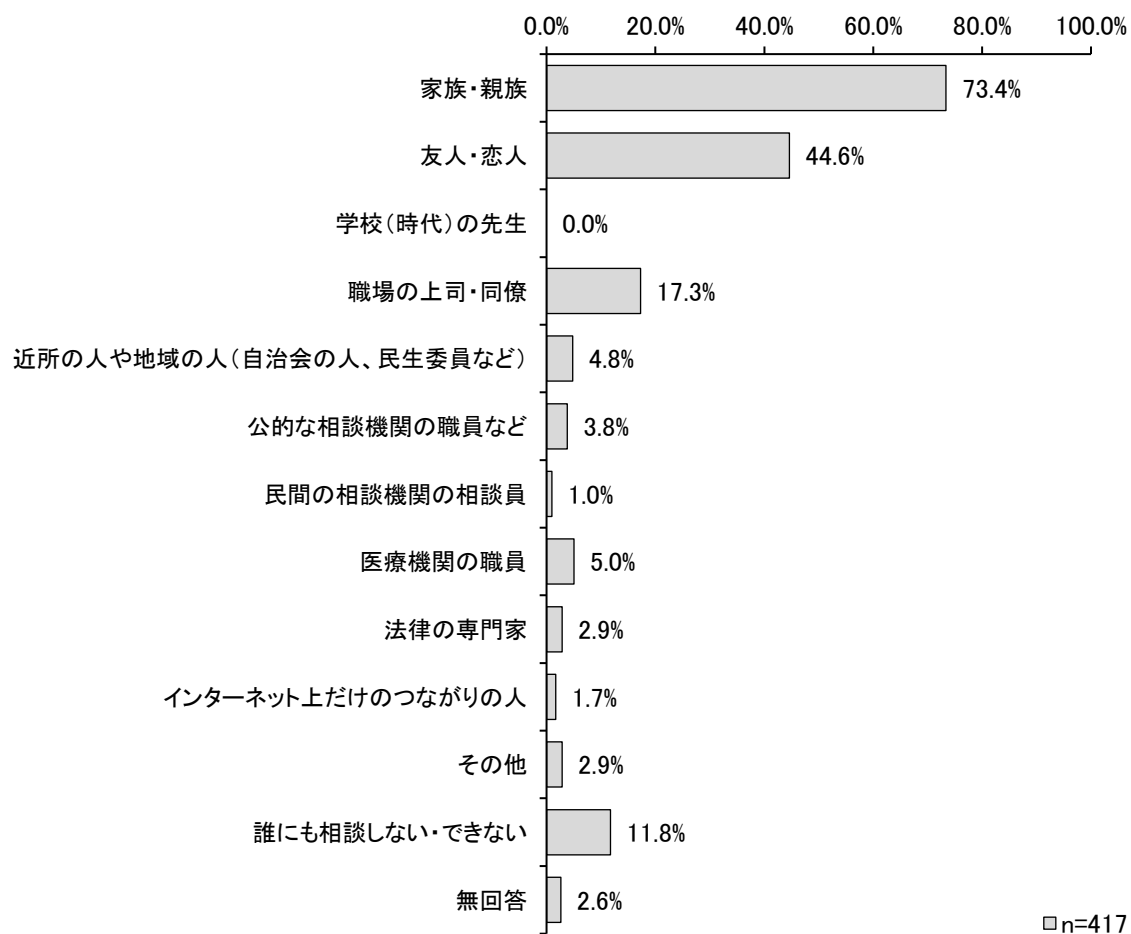
6. 自分は価値のない人間だと感じることもある



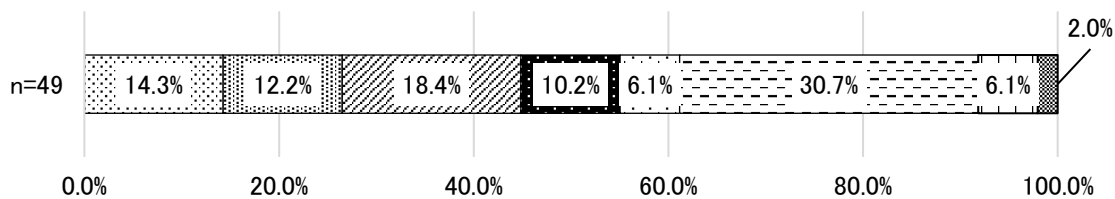
7. 幸せを感じることもある



問17 悩みごとを相談できる相手がありますか。(あてはまる番号すべてに○)



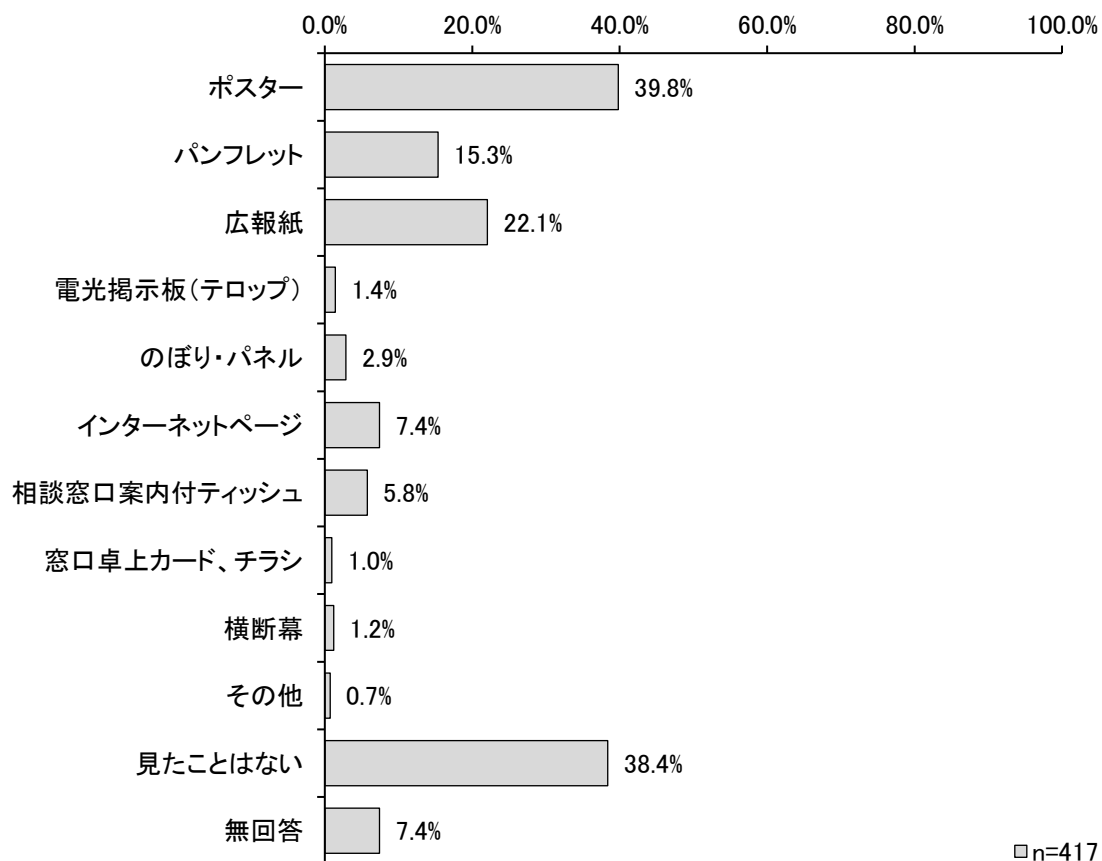
問17-A 相談しない(できない)主な理由は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまる番号1つに○)



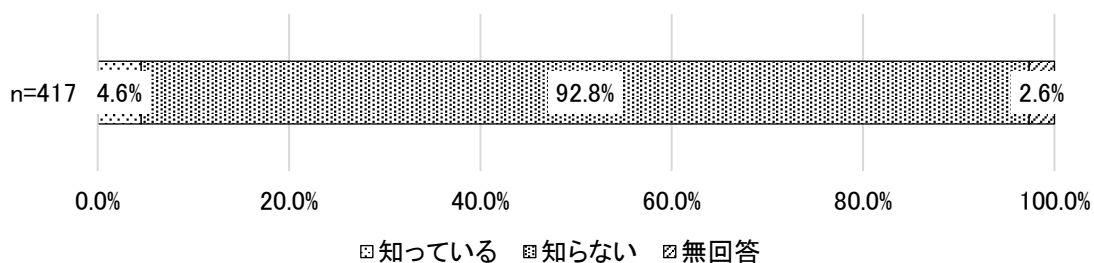
- 相談したいが、遠慮して誰にも相談できない
- 相談したいが、恥ずかしいので相談しない
- 相談したいが、相談できる相手がない
- かつて相談したことがあるが、不快な思いをした
- 相談したいが、相談できる場所がない
- 相談はしたくない
- その他
- 無回答

3. 自殺対策に対する考えについて

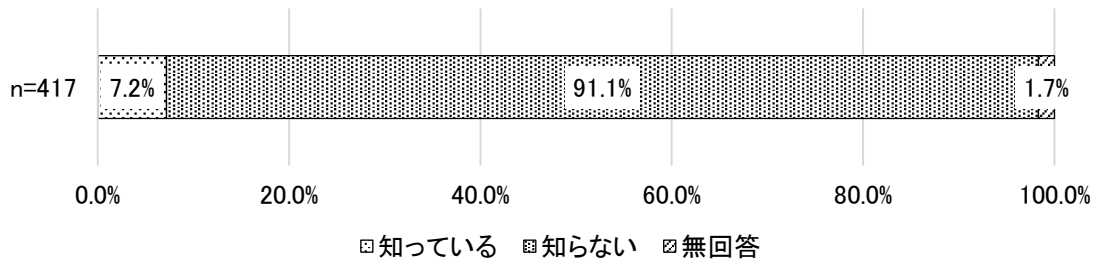
問2 1 これまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）



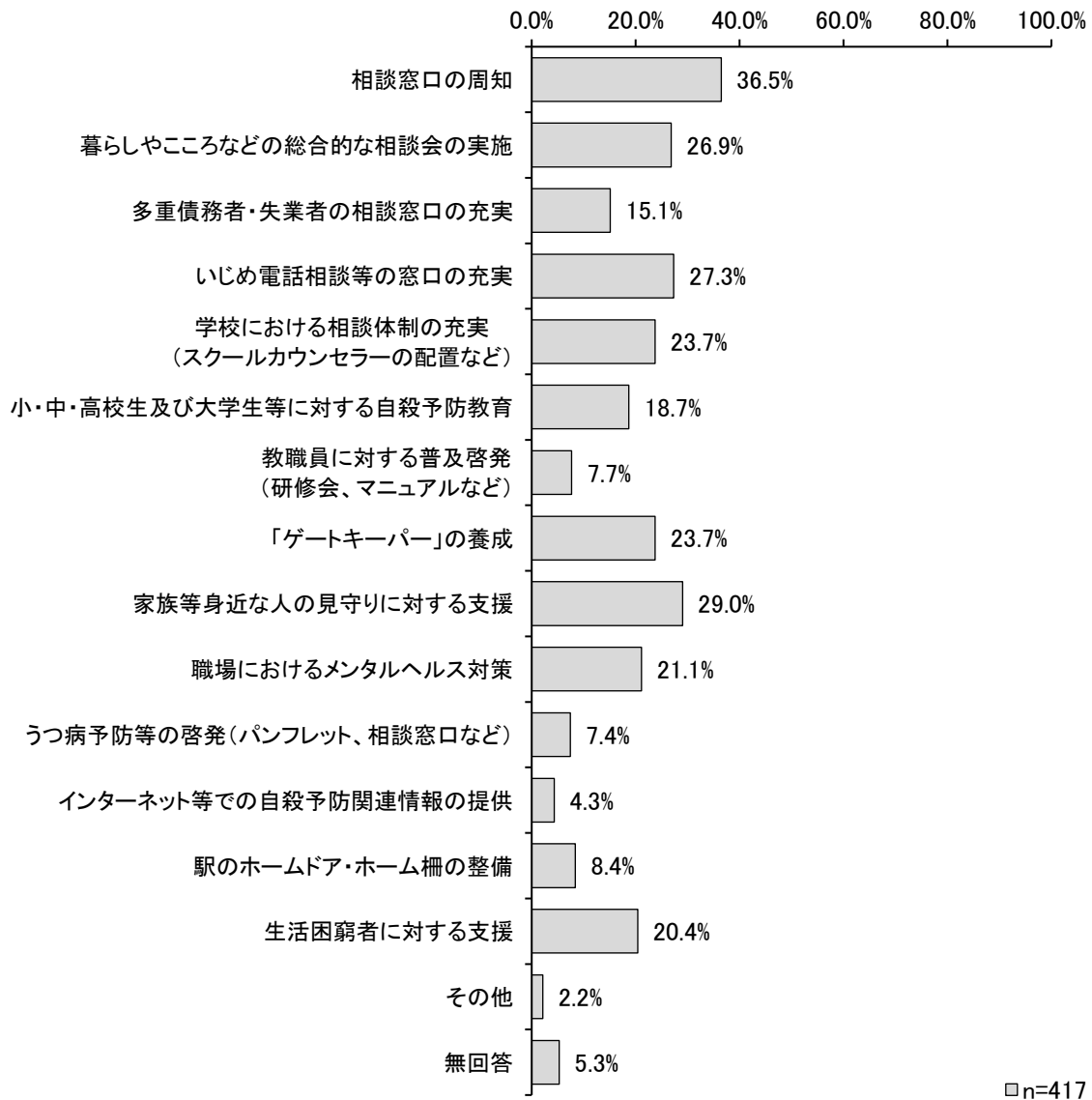
問2 2 自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人のことをゲートキーパーと呼んでいますか、知っていますか。



問24 毎年9月10日から16日までが自殺予防週間であることを知っていますか。

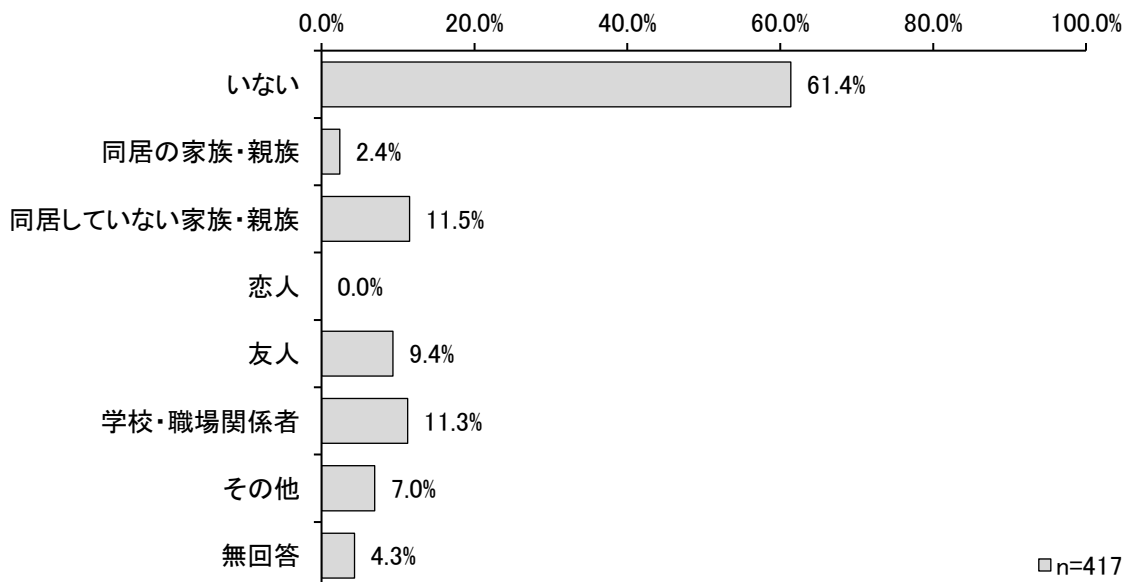


問26 自殺予防対策に効果的だと思うものは何ですか。(あてはまる番号3つに○)

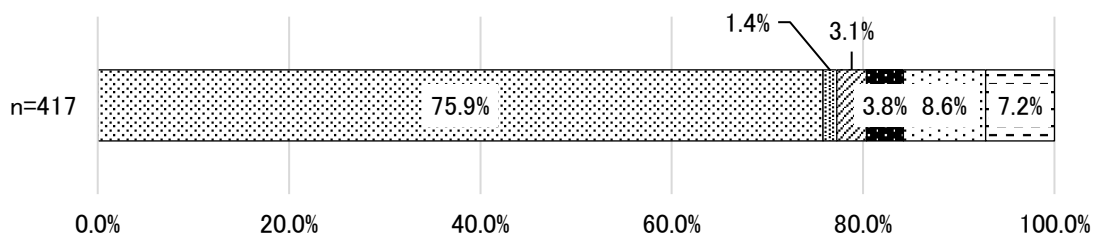


4. あなたの考え方・経験について

問27 あなたの周りで、自殺で亡くなった方はいますか。いる場合は、その方とはどのような関係になりますか。(あてはまる番号すべてに○)

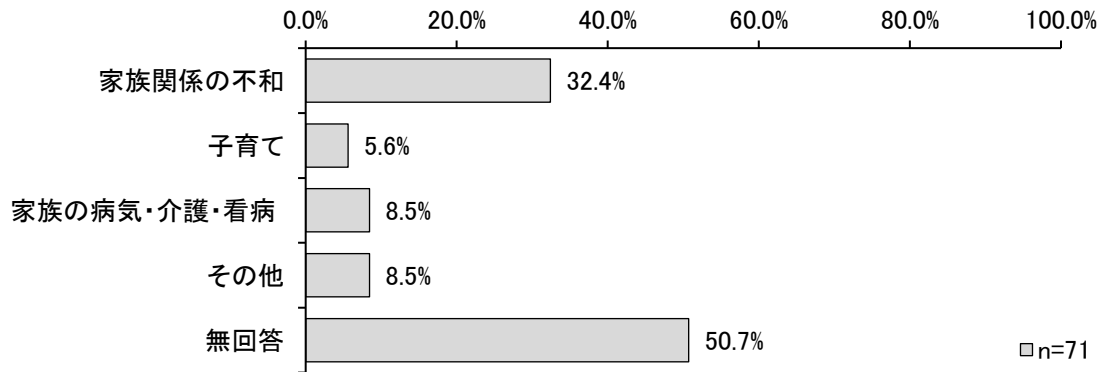


問28 これまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

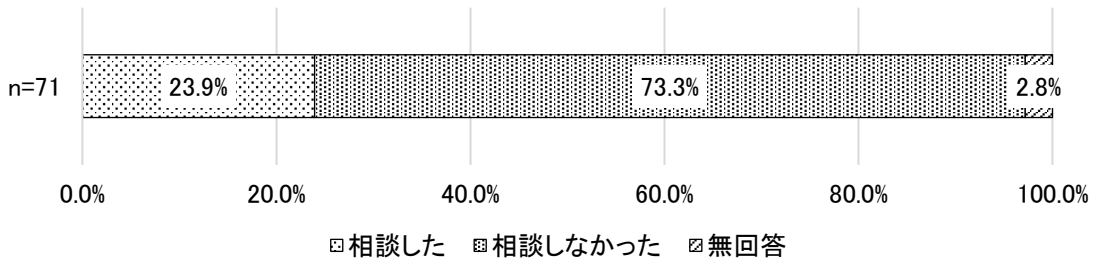


- これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない
- この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 無回答

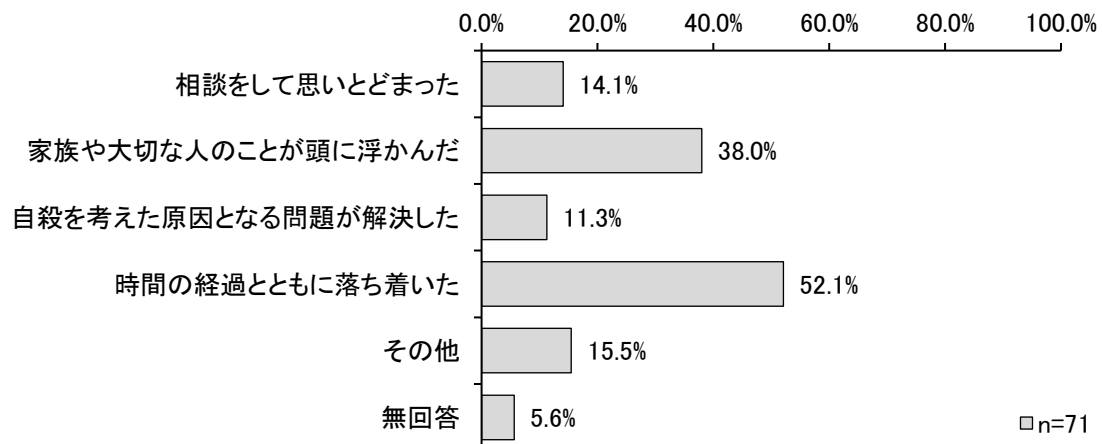
問28-A 自殺をしたいと考えた理由や原因は、次のどのようなことでしたか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)



問28-B 自殺したいと思った時、誰かに相談しましたか。



問28-C 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)



第3章

自殺対策の取り組み

第1節 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質は生きることの支援であることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出しています。

本村においても第2章であげた課題を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村」を基本理念とし、関係機関と連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

(2) 自殺対策の基本方針

全国的に取り組むべき5つの基本施策に加え、美浦村では①高齢者、②生活困窮者、③無職者・失業者、④子ども・若者、⑤就労者・経営者を優先的に取り組むべき対象とします。

[基本施策]

- 1：ネットワークの強化（関係機関が連携・協働した取り組み）
- 2：自殺対策を支える人材の育成（ゲートキーパー養成）
- 3：住民への啓発と周知（相談窓口やこころの健康づくりに関する情報発信）
- 4：生きることの促進要因への支援（相談体制の充実）
- 5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育（幼少期からのこころの健康づくり）

[美浦村において取り組むべき対象]

- 1：高齢者（対象：65歳以上）
- 2：生活困窮者
- 3：無職者・失業者
- 4：子ども・若者（対象：児童生徒、学生、30歳代まで）
- 5：就労者・経営者（対象：就労者、経営者、村内企業）

第2節 美浦村における自殺対策の課題

(1) 自殺対策における課題

意識調査等を整理した美浦村の自殺の現状と課題は以下のとおりです。

美浦村の現状	課題(取り組み)
心や病気などの健康の問題が不安	3:住民への啓発と周知
家族の見守りや支援体制の強化が必要	1:ネットワークの強化 2:自殺対策を支える人材の育成
自殺対策や、心の健康などに対する周知・啓発が不十分	5:児童生徒のSOSの出し方に関する教育 3:住民への啓発と周知
自殺したいと思った時に相談相手がいない・相談しにくい・相談できない	4:生きることの促進要因への支援

(2) 自殺対策の基本認識

① 自殺の多くは、追い込まれた末の死である

自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があり、追い詰められた結果、抑うつ状態、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症し、自殺に至ることが明らかになっています。

② 自殺は防ぐことができる

失業や倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因は、相談・支援体制の整備・充実により自殺を防ぐことができます。また、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患は、早期発見と早期治療につなげることで重症化を防ぐことができます。

③ 自殺を考えている人は、悩みつつサインも発している

自殺を考えていても、多くの場合は「生きたい」という気持ちで揺れ動いています。不眠や体調不良などがサインとして現れることが多く、周囲の人が気づくことで自殺を防ぐことができます。

④ 非常事態は続いている

自殺対策基本法の施行後、「社会の問題」と認識され、社会的取組が推進され始め、自殺者数は減少傾向となっています。しかし、全国の年間自殺者数も2万人を超えており、非常事態はまだまだ続いています。

第3節 基本施策

(1) ネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しています。それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係機関が連携して実効性のある施策を推進していくことが重要となることから、ネットワークの強化を進めます。

① 庁内・村内外のネットワーク強化

庁内関係課とのネットワーク強化
庁内関係各課と緊密に連携し、必要に応じて各課の実務担当者を構成員とする自殺対策庁内推進会議を開催しながら、自殺対策を総合的に推進します。
村内外の関係機関とのネットワーク強化
医療機関、警察、消防、社会福祉協議会、介護・福祉施設、企業など各課の事業に関わる地域の関係者が自殺対策について理解を深め連携を推進します。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

生活困窮者に関するネットワーク
生活困窮者の生活の自立支援のため、生活困窮者自立支援事業（県事業）の各種事業を実施する県民センターを中心に連携を図ります。
障害者に関するネットワーク
障害のある人が安心して生活できるよう、地域自立支援協議会を中心に地域の福祉・医療・保健・教育及び就労に関する機関との連携を図ります。
子どもに関するネットワーク（学校教育課）
自殺のリスクを抱える家庭を把握し支援するため、幼稚園・保育所・小学校、中学校間で児童生徒の家族状況等の情報を共有し、連携を図ります。
虐待に関するネットワーク（福祉介護課、学校教育課、子育て支援課）
虐待が疑われる子どもや高齢者、障害者を早期に把握し支援するため、県障害者権利擁護センター・地域包括支援センター・要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関の連絡体制の強化を図ります。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクが高い人の早期発見と早期対応のため、自殺のサインに気づき、傾聴し、見守りながら必要な相談や支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

① 村職員を対象とした研修

庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の住民と接する際に、自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、村職員を対象とした各種研修の機会を活用してゲートキーパー養成講座やこころの健康に関する研修を行います。

② 住民や各種団体を対象とした研修

住民や地域で活動する人々が、自殺のリスクを抱えた人に気づき、支援へとつなげることができるよう、住民や区長会、民生委員・児童委員協議会、認知症サポーター、老人クラブ等の各種団体及び児童生徒と日々接している教職員・PTA等に対し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康に関する研修を行います。

③ 支援者のメンタルヘルス向上（総務課）

村職員及び教職員に対して、健康相談の機会の提供やストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。

自殺に関する俗説

~~俗説：
自殺について
話すのはよくない。
促しているように
とらえられかねない。~~

事実：
自殺についてのスティグマが
広がっているために自殺を考えている人々の
多くは誰に話したらよいのかわからない。
包み隠さず話すことは、
自殺を考えている人に自殺関連行動を
促すよりはむしろ、他の選択肢や、決断を
考え直す時間を与え、自殺を予防する。

出典：自殺を予防する 世界の優先課題（世界保健機関／翻訳：自殺予防総合対策センター）

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうる危機」であることから、自殺対策への理解を深めて誤った認識を払拭することと、自殺に追い込まれる前に誰かに援助を求めることの大切さについて積極的に普及啓発していきます。

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

自殺対策やこころの健康づくりについて広く住民に周知するため、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットや啓発グッズを庁内窓口や各機関の窓口、公共施設等に設置します。また、住民懇談会や健康づくり・生涯学習に関する講座、イベント等でも同様に配布します。

② 住民向け講演会・イベント等の開催（健康増進課）

こころの健康について学ぶ機会や生きがいづくりを支援するため、住民向けの健康講座や講演会を開催します。

③ 地域や家庭への幅広い情報発信（健康増進課）

こころの健康づくりに関する情報を住民に広く伝えるため、広報紙やホームページに「こころの健康づくり」や「自殺予防の取り組み」について掲載します。また、児童生徒及び保護者に対して子どものこころの健康づくりに関する情報発信を行います。

自殺に関する俗説

~~俗説：
ほとんどの自殺は
予告なく突然起こる。~~

事実：
多くの自殺には言葉か行動による
事前の警告サインが先行する。
もちろんそのようなサインが
ないままに起こる自殺もある。
しかし警告サインが何であるかを理解し、
用心することは重要である。

出典：自殺を予防する 世界の優先課題（世界保健機関／翻訳：自殺予防総合対策センター）

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても生きることの「阻害要因」を減らし、生きることへの「促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。生きることの「促進要因」となる、相談機会の確保、自殺遺族への支援、一人ひとりの健全なライフスタイルの促進に取り組めます。

① 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

精神保健福祉士によるこころの健康相談
住民が身近な場所で専門の相談を受けることができるよう、精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施します。
高齢者や障がい者とその家族に対する相談支援（健康増進課）
高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう相談支援を行います。
心身の病気に関する悩みに対する相談支援（健康増進課）
自殺のリスクになり得るがん、難病、慢性疼痛、うつ病、依存症などの健康問題に対して相談支援を行い、必要に応じて医療機関等と連携します。また、うつ病の早期発見・早期支援のため、住民を対象としたうつスクリーニングを検討します。
環境や公害に関する苦情や悩みに対する相談支援（生活環境課）
ごみの出し方や騒音等の住環境に関する悩みを解消するため、個々の悩みに対して相談に応じるなどの支援を行います。
災害被災者に対する支援
災害が発生した時には、被災者に対する孤立防止やこころのケアのため、被災者の状況を早期に把握し、生活再建に向けた中長期的な支援を行います。

② 遺された人への情報提供

家族や親しい人の自殺は多くの人にとって悲痛なものであり、自殺や精神障害の危険が高まることから、遺族等に対する相続や行政手続きとあわせて自殺遺族の孤立防止や相談機関について情報提供を行います。

③ 健康なこころとからだづくり支援（健康増進課）

健康なこころとからだを育むことは生きることの「促進要因」になることから、個人の情緒の安定性、健全な自尊心、自己効力感、問題解決スキル、健康的なライフスタイル（定期的な運動、適度な睡眠と食事）、人間関係や社会との関わり、効果的なストレスマネジメントなどの向上を目指し、ライフステージに合わせた支援を行います。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が「困難やストレスに直面した時に助けの声をあげられること」を目標として、学校と連携して「児童生徒のSOSの出し方」に関する教育に取り組みます。

① SOSの出し方に関する授業等の実施（学校教育課）

児童生徒が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声をあげることができるよう、学校と連携し授業等を行います。

② 教育関係者に対する情報提供（学校教育課）

教育関係者のこころの健康づくりに関する理解促進のため、児童生徒が抱えがちな問題や「SOSの出し方」に関する教育の情報提供を行います。

③ 児童生徒・保護者への情報提供（学校教育課）

児童生徒のこころの健康づくりに関する理解促進のため、いじめやトラブル、依存症、家庭内の不和などがこころの健康に与える影響や困難を感じた時の相談機関について情報提供を行います。

④ 児童生徒の問題に対応する体制整備（学校教育課）

児童生徒の問題に対する連携・支援体制を強化するため、ケース会議の開催、健全育成・いじめ防止に向けた事業等を行います。

児童生徒のSOSの出し方に関する教育とは

自殺総合対策大綱において、「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」として位置づけられ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことが自殺対策になるとされている。先進的な実施モデル（足立区モデル、東京都モデル、北海道教育大学モデル）が提示されている。

自殺に関する俗説

俗説：
自殺を口にする人は実際には
自殺するつもりはない。

事実：
自殺を口にする人は
おそらく援助や支援を求めている。
自殺を考えている人の多くが
不安、抑うつ、絶望を経験しており、
自殺以外の選択肢はないと
感じている。

出典：自殺を予防する 世界の優先課題（世界保健機関／翻訳：自殺予防総合対策センター）

第4節 重点施策

(1) 高齢者【対象：65歳以上】

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、これらの課題を踏まえつつ、背景や価値観に対応した支援、働きかけを行うことが必要です。各種の対策・事業の多くはすでに実施されていることから、地域包括ケアシステム等と連動した事業の展開を図り、高齢者の居場所づくりや社会参加を促進する施策を推進していきます。

① 地域包括ケアシステムによる連携の推進

地域の問題把握と支援体制の整備、ケア会議の開催
地域の身近な支援者である民生委員・児童委員、行政区長等と連携し、自殺のリスクを抱えている高齢者に早期に気づき、適切な支援機関へつなぐとともに、ケア会議等により継続して支援する体制を整備します。
高齢者に関わる支援者を対象とした研修会の実施
介護支援専門員や介護職員等を対象としたゲートキーパー養成講座やこころの健康に関する研修会を開催し、自殺のサインに気づき、支援につなげられる人材を育てます。
介護予防啓発に合わせたこころの健康情報の発信
広報紙等による介護予防に関する情報発信や講習会等の機会を活用して、高齢者や介護者のこころの健康に関する情報発信を行います。

② 居場所の提供、生きがいつくり支援

介護予防や閉じこもり対策の推進
地域の行事や生涯学習事業、老人クラブや介護予防事業への参加を促し、地域の人と交流等をする機会や生きがいつくりを支援します。
介護や認知症に関心を持つ住民の集いの場
要介護高齢者や認知症の家族や支援者、関心のある人などが気軽に集まり、交流できる場を設けることで、介護の悩みの解消を図ります。

③ 健康不安や介護不安に対する支援

健康問題に関する相談支援（健康増進課）
地域包括支援センターを基点に、健康に関する相談機関を周知するとともに、医療機関等と連携して相談支援を行います。
介護問題を抱える家族を対象とした相談支援
家族が悩みの抱えることや高齢者虐待、燃えつき等を防ぐため、介護する家族に寄り添う支援を行います。

(2) 生活困窮者

生活困窮者の背景として、虐待、暴力被害、依存症、障害、精神疾患、多重債務、労働環境、介護等の様々な問題を抱えていることが多いことから、効果的で包括的な生きる支援を推進していきます。

① 多職種による見守り・相談の実施

納税相談による状況把握と情報提供（税務課、収納課）

各種税金や保険料の支払い等の際には、生活面の深刻な相談を受けることが想定されることから生活状況を把握し、必要に応じて相談機関へつなげます。

生活保護の相談や行旅人への対応

相談者や家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な相談機関へつなげます。

② 生活困窮者自立支援との連動

生活困窮者に対して、県民センターで行われる自立相談や家計相談、就労支援など一人ひとりにあわせた伴走支援と連携した支援を行います。

(3) 無職者・失業者

離職・長期間失業など就労や経済の問題だけでなく、病気、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあることから、当事者のリスクを把握し、具体的な情報提供を行います。

① 失業者等に対する情報提供（経済課）

就労に関する情報を提供するため、ハローワークと連携し、求人情報のホームページ掲載や求人情報誌の設置を行います。

② 職業的自立へ向けた支援の充実（経済課）

若者や障害者の就労を支援するため、関係機関と連携し、若者定着支援事業や障害者用アシストなどの情報提供を行います。

(4) 子ども・若者【対象：児童生徒、学生、30歳代まで】

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況が異なります。抱える悩みも多様であることからそれぞれの段階にあった対策を推進していきます。

① いじめを苦しめた子どもの自殺の予防（学校教育課）

いじめ防止、早期発見・対応・再発防止
いじめ防止と早期発見・対応・再発防止のため、各校のいじめ防止基本方針の点検や方針に沿った支援を行います。
教育相談、スクールカウンセラー等による面接
子どもの悩み・問題の深刻化を防ぐため、教育指導者やスクールカウンセラー等が相談に応じ、課題解決を支援します。また、不登校児童生徒の保護者に対する相談を実施し、不登校の深刻化を防ぎます。

② 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

就学援助、奨学金等申請者に対する支援（学校教育課）
経済的理由等によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。また、各種奨学金制度の情報提供を行います。
ひとり親家庭に対する支援（子育て支援課、国保年金課）
ひとり親家庭の経済的困難や孤立などの問題に対応するため、ひとり親家庭医療費、児童扶養手当等の手続きの際に生活状況を把握し、必要に応じて支援機関等の情報提供を行います。
食事・栄養状態の確保や居場所づくり（学校教育課、健康増進課）
子どもが安心して過ごせる居場所として運営される子ども食堂の設置を支援し、連携を図ります。

③ 妊産婦や子育て中の親支援

子育て支援施設の利用者に対する支援（子育て支援課）
保護者の育児困難感や生活の困りごとを把握し、必要に応じて支援するため、保育所、児童館、子育て支援センターにおける相談・支援体制を整えます。
妊娠期からの切れ目のない支援（健康増進課）
産後うつや育児不安、発達障害、家族の不和など育児の問題を早期に発見し、子どもの健全な自尊心を育むため、安全で安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

⑤ 就労者・経営者【対象：就労者、経営者、村内企業】

自殺に追い込まれる就労者は「将来への希望や展望を持ち得ない」状況に陥っている状態であることが想定されることから、行政や関係団体が労働改革の諸施策との連携を図りながら、周知啓発を行います。

① 職場におけるメンタルヘルス向上（健康増進課）

働く人のメンタルヘルス向上のため、商工会や企業等の関係団体と連携し、メンタルヘルスチェック制度の活用を推進、こころの健康に関するパンフレット配布等を行います。

② 過労死・長時間労働・ハラスメント防止対策（経済課、健康増進課）

過労死・長時間労働・ハラスメントなどの勤務問題は自殺の大きな要因であることから、商工会や企業等と連携し、労働者に対するワークライフバランスの推進、過労・長時間労働・ハラスメント防止や相談・支援機関の情報提供を行います。

③ 経営者に対する相談事業の実施等（経済課）

経営問題は自殺の要因であることから、金融機関や商工会と連携し、村内の中小企業に対して情報提供を行います。

自殺に関する俗説

俗説：
自死の危機にある人は
死ぬ決意をしている。

事実：
自殺の危機にある人は、
生死に関して両価的であることが多い。
人によっては、生き延びたかったとしても
例えば衝動的に農薬を飲んで数日後に
亡くなることもあるかもしれない。
適切なタイミングで情緒的支援に
アクセスすることで、自殺は予防できる
可能性がある。

出典：自殺を予防する 世界の優先課題（世界保健機関／翻訳：自殺予防総合対策センター）

第4章

自殺対策の推進体制等

第1節 関係機関の団体等の役割

(1) 村の役割

住民に身近な存在として、相談窓口の充実を周知、各種のスクリーニング実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2) 県の役割

茨城県地域自殺対策推進センターは、専門職員向けの研修会の実施や、村の自殺対策に対する助言などを行います。

また、保健所及び県民センター（福祉事務所）は、圏域での自殺対策の推進役を担い、村の施策と連携・教職しながら、管内の実務者会議の開催や広域的な事業の取り組み等によって、村の支援を行います。

(3) 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取り組みを進めます。

(4) 職域（企業や事業者、商工会など）の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するこころの健康づくりを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病等の早期発見と早期治療に努めます。

(5) 関係機関の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係機関において主体が果たす役割を明確化。共有化した上で相互に情報交換を行いながら、連携した取り組みを進めます。

(6) 村民の役割

住民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に早めに気づき、気になったら「声をかける」、「傾聴する」「必要な相談先につなぐ」、「寄り添う」ことが大切です。

第2節 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な指標目標は次表のとおりとし、毎年度、進捗状況を検証・評価して、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

本計画の最終年度に計画の数値目標である「自殺者0人」に対する評価を行い、美浦村自殺対策協議会に報告の上、その後の計画策定を行います。

施策分野	指標の内容	現状値 2018年度	目標値 2023年度
ネットワークづくり	自殺対策庁内推進会議の開催	—	年1回
人材の育成	ゲートキーパー養成講座実施数	年0回	年2回
啓発と周知	相談機関一覧の設置箇所	未設置	年5か所
促進要因への支援	健康増進（こころ）の施策推進 ※本計画及び健康増進計画	年1回報告	年1回報告
SOSの出し方教育	SOSの出し方授業実施学校数	全校 (教育の一部)	全校

第5章

策定に係る資料

第1節 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)
(法律第八十五号)

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（平二八法一一・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（平二八法一一・一部改正）

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（平二八法一一・追加）

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（平二八法一一・追加）

第三章 基本的施策

（平二八法一一・旧第二章繰下）

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正）

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正）

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正）

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2節 生きる支援関連施策一覧

本施策では、平成31年現在実施にかかわらず、国が示す施策パッケージに基づき、今後、本村においても実施が検討できるものや、自殺対策の取り組みの一助となるものを例示したものとします。

基本施策1 ネットワークの強化

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
健康増進計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進会議の運営 計画の周知・広報 第3次健康増進計画中間評価 	▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	健康増進課
地域福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉ネットワークの推進 住民の意見を地域福祉計画に取り入れる仕組みづくり 	▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集・情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることができる。	福祉介護課 (社会福祉協議会)
ひとり暮らし等施策	<ul style="list-style-type: none"> 老人等食事サービス事業 	▼各種事業の実施や地域ケア個別会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与し得る。	福祉介護課
地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険運営委員会 地域ケア会議の開催 	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	福祉介護課
地域包括ケアシステムの構築	「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進	▼地域における種々の活動を通じて、地域課題を察知し、支援へとつなげることは、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成、自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	福祉介護課
都市公園の管理及び設置	公園等の管理、維持補修、整備	▼地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。	都市建設課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
青少年教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ユース・リーダー活動支援 ・青少年団体活動支援 	▼活動参加者に対し、パンフレット等の配布やゲートキーパー研修の情報を提供することで、ゲートキーパー等人材育成につなげられる。	生涯学習課
安心安全まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全に係る各種施策の協議 ・「暴力団排除条例」に基づく広報 	▼推進会議で自殺実態に関する情報等も共有し、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。	総務課
安心安全ネットワーク会議 活動支援事業	「地域安心安全ネットワーク会議」の設置・運営支援	▼会議で児童・生徒の自殺実態や特徴等の情報等を共有することで、子どもの自殺対策についての意識の醸成、取組推進へ向けた契機となり得る。	学校教育課
企画調整に関する事務 (教育大綱の策定)	教育大綱の策定	▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	学校教育課
中小企業資金融資 (経済支援関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・低利の融資あっせん ・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	経済課

基本施策2 自死対策を支える人材の育成

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
不登校児童・生徒支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室を設置 ・学習・生活指導等の実施 ・保護者に対する相談活動の実施 	▼ゲートキーパー研修の受講により、不登校児童・生徒の保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。	学校教育課
通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行や見守りボランティア体制の整備及び通学路の危険箇所の把握・改善	▼見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	学校教育課 生活環境課
生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健全育成 ・研修体制の充実 	▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。	学校教育課
教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズム・体力の向上に向けた取組	▼教職員が、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、対応について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながり得る。	学校教育課
教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化	▼スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	学校教育課
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施	▼住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、保健推進員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる可能性がある。	健康増進課
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 	▼保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康増進課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
精神保健福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 ・精神保健福祉相談・訪問指導 ・家族会運営に対する助言、指導 	▼相談対応や訪問指導を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
日中一時支援事業	障害者(児)の一時的な施設預かり、保護	▼障害者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。介護の負担軽減は、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。	福祉介護課
社会復帰支援	精神障害者地域生活安定化支援事業	▼地域活動支援センターの職員にゲートキーパー研修等を受講してもらい、相談者のニーズを踏まえた寄り添い型の支援を提供することにより、対象者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉介護課
保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健・福祉相談サービスの提供や案内「医療機関・介護・福祉サービス等ガイド」の作成・周知	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	緊急通報システムの利用と協力員による、迅速な対応体制	▼緊急通報システム協力員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	福祉介護課
介護予防サポーター研修会	介護予防で活躍する人材の育成	▼サポーターにゲートキーパー研修の受講を推奨することで、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	福祉介護課
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成	▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の取組の総合的支援 ・集団及び個別指導の実施 ・身体能力低下のある高齢者の把握 ・ケアマネジメント支援の実施 	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
ケアマネジャー連絡会	・地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上 ・介護サービスの維持及び向上	▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援にもなり得る。	福祉介護課
保育の実施 (保育園・子育て支援センター)	・保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	子育て支援課
留守家庭児童学級事業	小学校児童の放課後及び長期休業中の保育	▼児童学級の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	子育て支援課
子ども会育成事業	子ども会活動の支援	▼子ども会に対し、パンフレット等の配布やゲートキーパー研修の情報を提供することで、ゲートキーパー等人材育成につなげられる。	生涯学習課
女性教育事業	・教養講座を開催 ・女性団体の活動を支援	▼女性学級の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで女性向け支援の推進につながる可能性がある。	生涯学習課
水道料金徴収業務	・料金滞納者の料金徴収(集金)事務 ・給水停止執行業務	▼滞納者に対する水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。	上下水道課
徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談	▼納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性が高く、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	収納課
職員の健康管理	職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指導	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。	総務課
職員の研修事業	・新任研修 ・昇任時等研修	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)として自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課
窓口	窓口対応	▼窓口担当職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。	各課

基本施策3 住民への啓発と周知

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
住民懇談会	首長が自ら地域や住民の活動の場に向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取する。	▼「地域自殺対策の取組」等を、ふれあいトークのテーマとすることで住民への啓発の機会となり得る。	総務課
教育活動広報活動事業	学校で行われている教育活動、地域全体で取り組んでいる教育活動に関して情報を提供する。	▼SOS の出し方教育について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。	学校教育課
PTA 活動の支援・育成に関する事務	PTA に対するセミナーや研修会の実施	▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。	学校教育課
奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	▼支給対象者との面談時に、家庭の状況などの聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、包括的な支援を行っていくことが可能になる。	学校教育課
就学援助・特別支援学級 就学奨励補助	・就学困難な児童・生徒に対する、給食費・学用品等の補助 ・特別支援学級在籍者に対する、就学奨励費の補助	▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	学校教育課
精神保健対策	普及啓発事業や心の健康づくり講座等の開催	▼講演会の中で自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。	福祉介護課
健康づくり事業	健康づくりに関するイベントや情報発信、相談等	▼講演会や健康教室等の事業でパンフレット等を配布することにより、啓発の機会とすることができる。	健康増進課
老人クラブ育成事業	老人クラブ連合会へ活動費補助	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	福祉介護課
介護予防啓発事業	・介護予防事業の紹介 ・広報紙での周知・P R ・講習会、研修会の開催	▼高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明することで、高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図ることができる。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
生涯学習事業	・各種講座を開催 ・学習機会の提供や支援	▼地域の自殺実態や対策についての出前講座を行うことで、情報の周知と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。	生涯学習課
情報公開制度	・情報公開制度の実施 ・行政情報コーナーの運営	▼行政情報コーナーに、相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを設置することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。	総務課
行政の情報提供・広報に関する事務	・ホームページ/フェイスブック ・新聞各社/テレビ/ラジオ ・広報紙等の編集・発行	▼住民の身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、情報を直接住民に提供する機会になり得る。「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むことにより効果的な啓発が可能となる。	総務課
交通安全対策	交通事故に関する相談・助言	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。	生活環境課
しごと情報ポータルサイト構築事業	地域の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築	▼ポータルサイトに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載すれば、支援策の啓発にもつながる。	経済課
葬祭費支給	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の死亡に対し、葬祭費を支給	▼遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット(自殺遺族の相談・支援先も掲載)を配布することにより、情報提供の機会として活用することもできる。	国保年金課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
被災児童・生徒就学援助事業	就学が困難な児童・生徒に対する、学用品費や給食費を援助	▼保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。	学校教育課
学校職員ストレスチェック事業	学校職員等のストレスチェックによるメンタル不調の未然防止	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童・生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。	学校教育課
学校職員安全衛生管理事業	衛生委員会の設置または健康管理医による職員の健康管理	▼学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	学校教育課
多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。	学校教育課
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談	▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。	学校教育課
就学に関する事務	支援を要する児童・生徒に対する障害及び発達の状態に応じた相談	▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。	学校教育課
もの忘れ相談	認知症に関する専門医師による相談	▼認知症にまつわる問題の相談機会を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課
認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。	福祉介護課
こころの健康相談	こころの悩みに関する精神保健福祉士による相談	▼こころの悩みに関する問題の相談機会を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課
精神保健(精神障がい者家族向け)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会	▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
精神保健 (個別支援の充実)	精神障害者及びその家族への個別支援の充実	▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。	福祉介護課
うつチェックアンケート	30～64歳を対象に、こころの健康チェックを実施	▼チェック票を活用し、自殺リスクが高い方を個別の支援につなげることができれば、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。	健康増進課
母子保健	・新生児訪問指導 ・乳幼児健康診査・相談事業	▼保健師や助産師が、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康増進課
生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会の実施	▼健康診断の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。	健康増進課
障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援・相談支援	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉介護課
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点にもなり得る。	福祉介護課
訓練等給付に関する事務	・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型 ・共同生活援助等の訓練給付	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉介護課
障害者差別解消推進事業	障害者基幹相談支援センターへの相談窓口設置	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	福祉介護課
介護予防活動	心身機能の維持向上のための活動	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	福祉介護課
権利擁護の仕組みづくり	・高齢者虐待対応 ・福祉サービス等の相談受付 ・成年後見人制度利用者の相談受託	▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	福祉介護課
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護にまつわる問題の相談機会を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
養護老人ホームへの入所	経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	福祉介護課
土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	▼関係機関の職員が巡回し必要な支援の提供を行うなど、自殺リスクの高いホームレスにアウトリーチするための施策としても重要である。	都市建設課
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や相談の場の設置	▼保護者が集い交流できる場を設けることで、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	子育て支援課
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等医療費の助成	▼医療費の助成受給資格登録時に直接接することで、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	国保年金課
児童扶養手当支給事務	・申請・届出の受付(法定受託事務) ・児童扶養手当の支給	▼扶養手当の申請及び現況届時に直接接することで、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応の接点となり得る。	子育て支援課
配偶者暴力相談支援センター	・相談、情報提供(県事業として実施) ・配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	▼相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	企画財政課
女性相談センター	相談、情報提供(県事業として実施)の各種相談の実施(総合相談、女性に対する暴力相談、法律相談)	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。	企画財政課
子育て支援センターの運営(総合相談及び情報提供)	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	・相談、情報提供(県事業として実施) ・一時的に生活援助、保育サービス	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援を担い、支援を必要とするひとり親の支援窓口になり得る。	子育て支援課
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	・相談、情報提供(県事業として実施) ・生活支援講習会 ・相談、生活支援	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援を担い、支援を必要とするひとり親の支援窓口になり得る。	子育て支援課
防災対策事業	地域防災計画の作成、総合的かつ計画的な防災対策を推進	▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時の被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。	総務課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	・内職の求人求職相談 ・就職面接会、就労支援セミナーの周知	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援でもある。また、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援にもなり得る。	経済課
公害・環境関係の苦情相談	・公害・環境に関する苦情や相談 ・問題の早期解決	▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	生活環境課
中小企業資金融資 (経済支援関連)	・低利の融資あっせん ・経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用し補助 ・倒産防止の為の特別助成の補給 ・経営支援融資助成金の補給	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	経済課
消費生活対策	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	経済課

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する養育

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
職場体験実習	中学校での職場実習体験	▼実習により、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、生徒が早い段階から学ぶができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。	学校教育課
いじめ防止対策事業	・フォーラムの開催 ・いじめ防止基本方針の点検と見直し ・個別支援等	▼いじめは児童・生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童・生徒の自殺防止に寄与し得る。	学校教育課

第3節 美浦村自殺対策協議会

(1) 設置要綱

美浦村自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 美浦村における自殺対策に関し、関係機関及び関係する団体等が連携を強化し、自殺対策を総合的に推進するため、美浦村自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初の協議会の招集は村長が行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

(最初の委員の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

	氏名	選任の区分	選任理由
1	打 木 悟	医療関係者	医療法人社団 広文会 江戸崎病院
2	小 松 正 樹	教育関係者	美浦村教育相談センター
3	井 上 秀 一	産業関係者	美浦村商工会 青年部
4	大 津 英 幸	地域関係者	美浦村区長会長
5	鵜 井 二 郎		美浦村民生委員・児童委員会長
6	林 昌 子		美浦村議会 厚生文教委員長
7	増 尾 嘉 一		美浦村社会福祉協議会 事務局長
8	大 崎 篤	行政関係者等	稲敷警察署 生活安全課長
9	海 崎 真知子		美浦村地域活動支援センターほびき園
10	武 藤 章 代		土浦保健所 保健指導課長
11	高 須 明 倫		いなほ消防署 救急課長

任期 平成 32 年 3 月 31 日

(3) 協議経過

日時	主な内容
第1回 平成30年12月4日	(1) 美浦村自殺対策計画策定の方針について (2) アンケート調査について
第2回 平成31年3月1日	(1) 美浦村自殺対策計画(案)について

美浦村自殺対策計画

発行年月：平成31年3月

発行：美浦村

編集：美浦村 保健福祉部 福祉介護課

所在地：〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

電話：029-885-0340